

# 東中野図書館 法律情報局

東中野図書館 個性づくりテーマ展示《第17回》



## 相続に向けての遺言書作り

春は出会いと別れの季節です。別れの中には、死別という形があります。

その際、問題になるのが“相続”です。

故人の意思が不明だと、残された身内同士の権利の主張が起きやすくなります。

その結果、仲の良い家族がいがみあうケースも少なくありません。

人生最後の贈り物を良い形で残す方法として、自身の意思を残す遺言書作りを考えてみませんか。

☆展示期間：平成26年3月1日（土）～4月24日（木）

☆展示場所：東中野図書館3F 法務情報コーナー

☆問い合わせ：東中野図書館  
中野区東中野1-35-5  
03(3366)9581



# 相続のための“遺言書”

長男による家督相続が基本だった過去と違い、現代の相続問題は複雑です。場合によっては、専門家に相談して何年間もかかる事例が増えています。特に、故人の意思や資産が把握できていないと、相続人たちの悩みの種になりがちです。

あなたが円滑な相続を望むならば、遺言書がかかせません。そんな遺言書ですが、ただ書けばすむわけではありません。どんなものがあるのか確認をしていきたいと思います。

そもそも遺言には大きく分けて、「特別方式」と「普通方式」によるものがあります。それぞれの方式について説明してみたいと思います。



## 特別方式

「特別方式」は、いずれの場合も特殊なケースであり通常は利用されません。

- ①一般危急時遺言・・・病気などで、死期の迫った人が行う遺言です。  
3人以上の証人の前で口授します。
- ②難船危急時遺言・・・遭難した船舶に乗船中の人、死期の迫った時に行う遺言です。  
2人以上の証人の前で口授します。
- ③一般隔離地遺言・・・伝染病などが原因で、交通手段が遮断された場所にいる人が行う遺言です。  
警察官1人、証人1人以上の立ち会いが必要です。
- ④船舶隔離地遺言・・・船舶中の旅客や乗務員が行う遺言です。  
船長または乗務員1人以上、証人2人以上が必要です。

## 普通方式

一般的に利用される「普通方式」は、3種類あります。

- ①自筆証書遺言・・・遺言人本人だけで作成する、最も簡単な遺言書です。
- ②公正証書遺言・・・公正役場で、公正証書として作成される遺言書です。  
作成には、遺言者以外に2人以上の証人が必要です。
- ③秘密証書遺言・・・遺言者本人が本文を作成し、証人2人と一緒に公正役場に行き、遺言書の封印を行います。通常、あまり利用されません。

さらに、よく利用される「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」のメリット/デメリットを比較してみましょう。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>いつでも一人でできる</li> <li>費用がかからない</li> <li>遺言内容が漏れない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>字が書けなくても作成できる</li> <li>公証人（※1）が関与するので、無効になる可能性が少ない</li> <li>原本が公証役場に保管されるので、改ざんや破棄を防げる</li> <li>相続の時に検認（※2）が不要</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>直筆でしか、認められない</li> <li>要件に不備があると、遺言が無効になる</li> <li>遺言を改ざん、破棄などされても証拠が残らない</li> <li>相続の時に検認（※2）が必要</li> <li>遺言書自体が発見されないおそれがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手間と時間がかかる</li> <li>公証人の手数料が必要</li> <li>証人から、遺言内容が漏れる可能性がある</li> </ul>

（※1）公証役場にて公正証書などの作成を行う人。公証人は弁護士、検察官、裁判官、法務次官など、原則30年以上の実務経験を有する法律実務家から法務大臣が任命する。

（※2）家庭裁判所に遺言書を持っていき、遺言書の偽造、変造を防止するために、遺言書の記載を確認する手続きのこと。遺言者が亡くなったあと、相続人が家庭裁判所で手続きをする。  
封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人などが立ち会いのうえ開封しなければならない。

## 遺言ーロアドバイス

様々な遺言がありますが、いずれの場合も書面にしておくのが最低条件となります。テープレコーダーで録音したものやビデオカメラで撮影したものは、遺言としては無効となります。またトラブルを避けるために、誰に何を相続させるのかを明確にしておきましょう。

人名は戸籍謄本（※1）、不動産は登記簿謄本（※2）を参考に、地番／面積まで明確に、預貯金は預金通帳を参考に、銀行名／支店名／口座の種類／口座番号まで正確に書くことをおすすめします。

しかしこのままではただの文章になり、あなたの気持ちが見えません。あなたがどうして受け取ってほしいのかを付言事項として記載することで遺言は感情を運び、相続人たちの諍いを防ぐこともできます。

（※1）戸籍謄本・・・戸籍の原本に記載された内容すべてを転写したもの。  
 一部を抜粋したものは戸籍抄本という。

（※2）登記簿謄本・・・土地や建物の権利の取得、喪失や変更などの事実を記載したもの。

### 参考文献

「円満な相続には『遺言書』が必要！」 曾根 恵子／著 清流出版 2011年

## お勧め展示図書

お金持ちじゃない人の相続の本 324.7 オ

市民と相続を考える税理士の会／著 明日香出版社 2012年



相続はお金持ちだけの問題ではありません。この本は、今まで相続なんて関係ない、考えたこともないという人のために、相続支援・葬儀の最前線で活躍している10人のスペシャリストができるだけ、平易で分かりやすく執筆しています。

相続税をはじめ、相続手続きの流れ、遺言書の効用について、より詳しく知識を得たいという人のためにおすすめです。トラブル防止や税務調査の対策も各章ごとに詳しく解説されているので、最良の相続のために正しい知識を身につけ、きちんと準備しておくために活用したい1冊です。



相続と遺言のことならこの1冊 324.7 ソ

石原 豊昭／監修 自由国民社 2011年

誰もがいつかは必ず直面する相続について、豊富な図解とともに解説されています。

バブル崩壊後の今に続く不況期、所得の低下や失業、不定期雇用の拡大などによって、遺産分けのトラブルが増加する現象が現れています。

そんな今の時代に対応するため、この本は相続に関する基本的な考え方や様々なトラブルの解決・予防までを具体例とともに分かりやすく説明しています。正しい遺言書の書き方、相続手続きなど、相続についての基本的な知識も得られる1冊です。



親の葬儀と手続き・相続・法要のすべてがわかる本 385.6 フ

二村 祐輔・中村 麻美／著 ナツメ社 2012年

お葬式やお墓について、親も子も悩みや不安・疑問はあるものです。その時を迎えるにあたって、事前に話し合っておきたいことや、話をうまく聞き出すコツなどがポイントで紹介されています。

その他にも、急な事態を迎えた時、遺された人はどのように対処すればよいのか、葬儀と手続きについて詳しく解説しています。手続きの際、知っておきたいマナーや、電話・窓口での言い方など、困った時の様々な疑問も解決できます。良いお葬式と供養のために、一度は読んでおきたい本です。





## 【展示図書リスト】

書名	著者名	出版者名	出版年	分類番号
わが家のルーツが解る家系図を作ろう！		柊出版社	2014年	288.2 ワ
民法 7 親族・相続	高橋 朋子/著	有斐閣	2011年	324 ミ 7
遺産相続図鑑	岩田 佑介/監修	新人物往来社	2012年	324.7 イ
ビミョーに小金持ちなワタシ 〈78歳・男〉の、相続・贈与・遺言対策	おじいちゃん/共著	ぱる出版	2013年	324.7 オ
家族で話すHAPPY相続	相続アドバイザー協議会 23期有志/著	週刊住宅 新聞社	2013年	324.7 カ
Q&A相続・遺言110番	東京弁護士会相続・ 遺言研究部/編	民事法研究会	2012年	324.7 キ
親が亡くなったあとで困る相続・遺言50	小山 信康/著	総合法令出版	2011年	324.7 コ
サラリーマンのための相続トラブル対策	木村 金蔵/著	幻冬舎	2011年	324.7 サ
相続はふつうの家庭が一番もめる	曾根 恵子/著	PHP研究所	2013年	324.7 ソ
遺言・相続の知識とQ&A	高岡 俊之/著	法学書院	2013年	324.7 タ
もめる相続をもめなくする本	二見 善哉/著	主婦の友社	2011年	324.7 フ
相続・贈与の節税をするならこの1冊	渡辺 由紀子/著	自由国民社	2013年	345.5 ワ
いざという時に困らないシニア法律相談	高岡 信男/著	きんざい	2012年	367.7 イ

# ↓この本読んで！イチオシ本！！

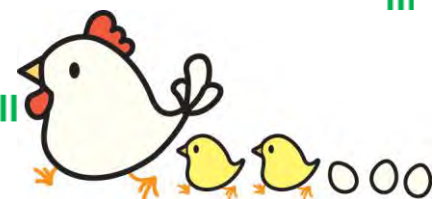
『 相続・贈与の節税をするならこの1冊 』 345.5 ワ

渡辺 由紀子/著 自由国民社 2013年

平成25年度の税制改訂大綱によって、平成27年1月1日から相続税が発生する家庭が増えると言われております。ご自身の財産を調べた方は、次はこの税金対策を盛り込んだ遺言を考えてみませんか。

本書では3つのグループに向けて解説されています。初めに自身のグループを調べていくことで、どんなものに税金がかかるのか、財産の全体像も掴むことができます。内容になっています。

もちろん遺言を書く方だけでなく、相続人になる方も読んで損はない本です。



☆このリストのほかにも多数取り揃えております☆

# 遺言書の法律について調べる方に

## 1. 情報検索のキーワード

様々な「キーワード」を使うことで、効率的な情報の検索が可能になります。

遺言 / 遺言書(状) / 公正証書遺言 / エンディング(遺言)ノート /  
相続 / 遺産相続 / 財産 / 遺産分割協議 / 法定相続 / 戸籍 /  
公証役場 / 公証人 / 終活 / 生前準備



## 2. 図書資料を調べる

中野区立図書館のホームページや利用者開放端末(OPAC)で調べてみましょう。

### 『 中野区立図書館ホームページアドレス 』

⇒ <http://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/>

・・・中野区立図書館のホームページや利用者開放端末(OPAC)で調べてみましょう。

### 『 中野区立図書館ホームページアドレス(携帯) 』

⇒ <http://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/i/>

・・・中野区立図書館のホームページの携帯版。

### 『 東京都立図書館統合検索 』

⇒ <http://ufinity01.jp.fujitsu.com/metro/>

・・・東京都内の公立図書館の蔵書について一括して検索できます。

## 3. 雑誌・新聞で調べる

東中野図書館では、雑誌・新聞は2階にあります。

### 新聞

朝日新聞 / 産経新聞 / 東京新聞 / 日経新聞 / 毎日新聞 / 読売新聞

☆日経新聞縮刷版は過去10年分ございます。

『 毎日新聞 』 2014年1月6日夕刊 相続法制見直しへ

雑誌 『 ジュリスト 』 有斐閣

『 法学セミナー 』 日本評論社 (26年度より受入予定)

## 4. 基本的な情報を調べる

●テーマの棚を調べてみましょう。

分野	分類記号	分野	分類記号	分野	分類記号
相続法	324.7	財産税	345.5	冠婚葬祭	385.6

●テーマに関する図書で調べてみましょう。

『 証書の作成と文例 遺言編 』 327.1 シ  
日本公証人連合会 / 編著 立花書房 2013年

## 5. 用語や事例について調べる

言葉の意味などを調べてみましょう。

『 現代用語の基礎知識 2014 』 031 ゲ 14 自由国民社 2014年

『 有斐閣判例六法 Professional 』(1・2) 320.9 コ 14  
井上 正仁 / 編集代表 有斐閣 2013年

★インターネットで探す

『 裁判例検索 — 最高裁判所 — 』 <http://www.courts.go.jp/>

・・・最高裁が提供する裁判例検索システム。裁判所名・事件番号・裁判年月日等で検索可能。

## 6. 関連機関を活用する

関連機関で遺言書に係わるさまざまな事を調べてみましょう。

『 国税庁 』 <http://www.nta.go.jp/index.htm>

・・・相続税や贈与税などの事例と路線価図が確認できます。

『 日本公証人連合会 』 <http://www.koshonin.gr.jp/index2.html>

・・・全国の公証役場の確認と合わせて、遺言に関するQ&Aの中に公正証書遺言作成の手数料などが載っています。

『 日本司法支援センター（法テラス） 』 <http://www.houterasu.or.jp/index.html>

・・・様々な問題解決への「道案内」として、相談窓口への紹介や必要に応じて無料相談案内や代理援助を行います。



## 東中野図書館からのお知らせ



身近な春の花と言えば、桜でしょうか。

中野には哲学堂というお花見スポットもあり、お近くの方は散歩していただきたい場所の一つです。

もちろん東中野図書館でも馴染み深い花で、窓から満開の桜を楽しむことができます。この時期は用事のついでにと、窓越しのお花見をされている方もよく見かけます。

人ごみが苦手な方は、図書館で東の間ののお花見も良いかもしれません。

でも、駐輪所で宴会をするのはマナー違反だよ！  
缶チューハイやごみを捨てていく人もいるけど、  
図書館はごみ捨て場じゃないことを思い出して。



昨年の東中野図書館では、児童向けにこんなイベントがありました。  
今年も、皆様のご参加お待ちしております。

5月 「子ども読書記念」おはなし会

7月 「たなばた」おはなし会

8月 「戦争と平和」おはなし会

12月 「クリスマス」おはなし会

この日は、スペシャルゲストを迎えてのおはなし会。

今年も来てくれるかな？